

地域密着型サービス等指導・監査について

介護保険事務所 指導監査班

1. 目的

(指導)

- ・介護保険法第23条の規定に基づき、介護給付費等に係るサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等の規定に基づき、事業の適正化、第1号事業の質の確保及び第1号事業支給費の適正化を図る。

(監査)

- ・介護保険法第78条の7等の規定に基づき、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

2. 対象サービス

地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援並びに介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業（指定事業者に係るサービスに限る。））

3. 根拠規定等

- ・大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（大曲仙北広域市町村圏組合訓令第6号）
- ・大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者等監査要綱（大曲仙北広域市町村圏組合訓令第7号）
- ・大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指導監査要綱（大曲仙北広域市町村圏組合訓令第8号）
- ・その他関連する法令等

4. 指導

(1) 集団指導

年1回以上、特定の日時に特定の場所に対象サービス事業所を招集し実施する。制度改正内容、介護報酬請求内容及び注意喚起が必要な事例等の説明を担当職員が行う。必要に応じて外部講師による講演やオンラインによる実施も想定している。

(2) 運営指導

頻度と実施方法

原則として指定有効期間内に少なくとも1回以上実施。なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人施設入所者生活介護については3年に1回以上の頻度で実施。

実施日の1か月前までに実施を通知(当組合→事業者)



実施日の1週間前までに事前提出書類を提出(事業者→当組合)



運営指導(当日)

サービス担当者等から関係書類等を基に説明を受け、原則として面談方式で実施。なお、オンラインによる実施(下記「②最低基準等運営体制指導」、「③報酬請求指導」に限る。)も想定している。

① 介護サービスの実施状況指導

利用者に対するサービスの質(利用者等の生活実態及び施設・設備等)を実地にて確認し、必要な指導を行う。

② 最低基準等運営体制指導

サービス種別毎の基準等に規定する運営体制(サービスの質を確保するための体制に関する事項)を確認し、必要な指導を行う。

③ 報酬請求指導

加算に関する算定及び請求状況について確認。また、算定要件が満たされていても取り扱いが不十分である場合は改善指導を行う。



約1週間後、指導結果を通知(当組合→事業者)



指導に係る改善状況を報告(事業者→当組合)

なお、後述の指定基準違反等又は人格尊重義務違反が運営指導において確認された場合、運営指導を中止し直ちに監査を実施することがある。

5. 監査

(1) 違反等について

(指定基準違反等)

- ・介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ・介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ・不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(人格尊重義務違反)

- ・高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 要確認情報等

監査は、次に掲げる情報を踏まえ指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について、必要があると認める場合に立入検査等により行う。

- ・通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ・国民健康保険団体連合会、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- ・連合会、他保険者からの通報情報
- ・介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- ・法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- ・運営指導を行った際に認められた又はその疑いがあると認められる指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(3) 違反が認められた場合の措置

監査において、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、当組合管理者は以下の措置をとる。

ア 行政上の措置

(勧告)

指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、期限を定めて、基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。なお、勧告した場合は、期限内に報告を求める。

(命令)

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示する。なお、命令を受けた場合は、期限内に報告を求める。

(指定の取り消し又は効力の停止)

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

イ 経済上の措置

(不正利得となる返還金の徴収の要請)

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、不正利得の徴収を行うよう要請する（返還金）。

(返還金の徴収方法)

不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収する（加算金）。